

高倉地域活動協議会規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、高倉地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を「高倉福祉会館」大阪市都島区御幸町 2-5-25 に置く。

(活動区域)

第 2 条 本会の活動の対象とする区域は、高倉地域（高倉小学校校下）とする。

(目 的)

第 3 条 本会は、高倉地域の各種団体が相互に連絡・協力して地域全住民を対象とした活動を行い、住みよいまちづくりに取り組む。

(構 成)

第 4 条 本会は、別表に定める高倉地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活 動)

第 5 条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事
- (2) 地域コミュニティづくりに関する事
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する事
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事
- (6) 生涯学習や文化活動に関する事
- (7) 環境美化に関する事
- (8) スポーツ活動に関する事
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事

2 なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対する事を目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する事を目的とする活動

第 2 章 役 員

(役員及び監事)

第 6 条 本会には、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (6) 監事 | 2名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (7) 部会長 | 4名 |
| (3) 総務 | 2名 | | |
| (4) 会計 | 2名 | | |
| (5) 広報 | 1名 | | |

(役員等の選任)

第 7 条

- (1) 役員等は、運営委員会において選任する。
- (2) 会長は、運営委員会の中より互選で選任する。
- (3) 監事は、運営委員会の中より互選で選任する。

(役員等の職務)

第 8 条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 総務は、本会の会務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 広報は、本会の広報活動を担当する。
- (6) ① 監事は、本会の会計及び役員の実務執行を監視する。
② 監査の結果、地域活動協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを地域活動協議会及び都島区長に報告すること。
③ 役員の実務執行の状況又は地域活動協議会の財産の状況について、役員に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第 9 条 監事は、当該地域活動協議会の役員を兼ねてはならない。

(役員等の任期)

第 10 条

- (1) 役員等の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 運営委員会

(組 織)

第 11 条 運営委員会は、(別表)に定める構成団体の中から委員を選出し、委員会として組織する。

(議決事項)

第 12 条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 高倉地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(開 催)

第 13 条

- (1) 運営委員会は、会長が招集する。
- (2) 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - ① 会長が必要と認めたとき
 - ② 運営委員の5分の1以上から請求があったとき

(議 長)

第 14 条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 15 条 運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(決 議)

第 16 条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(書面表決等)

第 17 条

- (1) 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面を持って表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
- (2) この場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第 19 条 活動区域の住民（以下「地域住民」という。）、その他利害関係者が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(総会)

第 20 条

- 1 総会は、年 1 回開催し、1 年間の事業報告及び会計報告を周知する。
- 2 総会は、会長が召集し、運営する。
- 3 総会は、公開で行うこととし、本会の最高議決機関である高倉地域活動協議会運営委員をもってこれにあてる。

第 4 章 部 会

(部会の設置)

第 21 条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第 22 条 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ次の事業を行う。

- (1) 第 1 部会 安全・防災・防犯・環境等に関する事業
- (2) 第 2 部会 地域福祉部 高齢者支援・子育て福祉に関する事業
- (3) 第 3 部会 体育・青少年育成部 子どもや青少年に関する事業
- (4) 第 4 部会 広報部会 広報活動に関する事業

各部会に、部会長 1 名、副部会長若干名、部会会計 1 名を置く。

各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故あるとき又は部会長がかけたときは、副部会長がその職務を代行する。

第 5 章 事業及び会計

(事業計画及び予算)

第 23 条

(1) 本会の事業計画及び予算は、前項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

ただし、天災又は疫病等のやむおでない事由がある場合は、この限りではない。

(2) 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 24 条

(1) 本会の事業報告及び決算は、前項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎年度事業終了後 3 ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

(2) 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(3) 監事による監査結果について、地域住民その他利害関係者からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第 25 条

(1) 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

(2) 地域住民、その他利害関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営資金)

第 27 条 本会の運営資金は次の各項とする。

(1) 分担金

(2) 補助金

(3) その他の収入

第 6 章 規約の変更

第 28 条

この規約は、運営委員会において 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更することができない。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 29 条

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附 則)

第 30 条

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規約は、平成 30 年 11 月 12 日から施行する。

この改正規約は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。

改正規約

(組織) 第 11 条の改正と

(別表) 高倉地域活動協議会構成団体表の改正

(事業計画及び予算) 第 23 条 　　ただし、天災又は疫病等のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。